会　議　録

会議の名称	令和 8 年度第 2 回飯塚市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和 8 年 9 月 30 日　午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
開催場所	飯塚市役所　本庁 2 階　203 会議室
出席委員	甲斐委員、川浦委員、髙橋委員、豊永委員、西田委員、渕上委員、森嶋委員、渡邊委員
欠席委員	合澤委員、大津委員、田才委員、花元委員、藤井委員、藤原委員、山下委員
事務局職員	社会・障がい者福祉課長（大庭）、同課長補佐（野見山）、同障がい者自立支援係長（西）、同・係員（永田）、同障がい者福祉係長（花村）、同・係員（村田）
会議内容	**1．第 8 期飯塚市障がい者計画及び第 4 期飯塚市障がい児福祉計画の策定について** ［事務局説明］ 資料 1、2、3 に基づき説明する。 ［委員からの意見、質疑応答］ 〇資料 3：障がい児の在籍状況について （委員） 質問：障がい児の在籍状況について、資料では、令和 7 年度末現在、市内の保育所に障がい児 79 名、幼稚園等に 17 名が在籍しているとある。この「障がい児数」について、どのような基準・区分で集計されているのか。また可能な範囲で、障がい・疾病等の内訳や、医療的ケアを必要とする児童の在籍状況について教えてほしい。 （事務局） 回答：基準としては、手帳交付を受けている児童もしくは、発達障がい等に関する何らかの診断を受けている児童数の在籍数を計上している。これは、各保育所及び幼稚園に調査を依頼し、集計したものである。障がい、疾病等の内訳や、医療的ケア児の在籍状況については、集計は行なっていない。（保育課） 〇資料 3：医療的ケア児の保育所受入れについて （委員） 質問：令和 9 年度から公立保育所 1 園で、医療的ケア児 1 名の受入れに向

	けた取組みが進められていると聞いている。現在の進捗状況と看護師配置などの受入れ体制について、教えてほしい。 （事務局） 回答：現時点では、具体的なスケジュールを示すことはできないが、課題として、医療的ケアを行う看護師や集団保育をサポートする保育士等の人材の確保、施設や設備等の整備、受入れの要件や手順などを定めたガイドライン等関係規定の整備や受入れ施設の職員の知識習得や理解促進のための研修の実施などがあり、現在、関係規定の整備を行うとともに、受入れ実績のある自治体を調査研究しながら課題の解決に取り組んでおり、受け入れ体制を整えることができるよう準備を進めている。（保育課） 〇資料３：今後の受入れ拡充について （委員） 質問：医療的ケア児とその家族の保育ニーズをどのように把握し、受入れ可能な園や受入れ人数を広げていく予定があるのか、市としての今後の方向性について教えてほしい。 （事務局） 回答：ニーズの把握については、こども家庭課保健師や社会・障がい者福祉課と連携をしながら把握するとともに、児童発達支援センターに通われている方に対して実施していきたいと考えている。受入れの拡大に関しては、看護師の確保に努め、公立保育園のみならず私立保育所へ協力を依頼し、財政的な援助も含め検討しながら、1 人でも多くの方の受入れを目指していく。（保育課） 〇資料３：障がい児を育てる家族の研修・講演会への参加について （委員） 質問：有資格者や支援者を対象とした案内が中心で、当事者家族には情報や参加機会が届きにくいと感じている。障がい児・医療的ケア児の家庭では、育児に加えて、日常的な看護や介護も担っており、支援者が学ぶことはもちろん大切だが、家庭が土台となるからこそ、当事者家族自身も必要な知識を学び、支援者と一緒に考えていける機会が必要だと感じている。今後、市が関わる研修や講演会について、当事者家族にも広く情報が届くようにするとともに、託児、開催時間への配慮、オンライン参加、アーカイブ配信など、障がい児を育てながらでも参加しやすい環境づくりにも力を入れていただきたい。市として、当事者家族の学ぶ機会・参加する機会を広げていくことについて、今後どのように考えているのか。

	（事務局） 回答：障がい福祉に関する研修や講演会については、当事者団体と協力し、令和８年１月に医療的ケア児を育てる当事者家族を対象に、年金事務所や教育委員会、特別支援学校、当課の職員を講師とし講座を行ない、講座後の参加者アンケートにおいて、お金のことや教育、より詳しい制度の情報提供、併せてピアサポートの重要性を改めて認識した。障がいの分野においては様々な対象の方がおられるため、当事者や当事者家族の意見を聞きながら、引き続きこのような機会を創出できるよう、テーマに沿った情報提供の機会、ピアサポートの機会を拡充していきたいと考えている。また、開催時間や参加方法等についても、参加対象の方に合わせた参加しやすい環境づくりを行なっていきたいと考えている。 **2.その他意見等** （委員） 意見：自分の我が子は重度心身障がいで呼吸器を付けており、保育所ではなく、看護師が１対１で医療ケアしてくれる児童発達支援施設に通っている。保育所はだいたい７時から開いているが、児童発達支援施設は９時とか 10 時からしか開いていないため、同じような重度心身障がい児のお母さんたちは正社員として働くことが難しい。児童発達支援施設も時間を早めてもらえたら働ける、仕事を辞めなくていい。重度心身障がい児のお母さんたちも、社会で仕事を諦めなくていい、働ける支援というか、そういう必要性は、すごく感じている。結構働きたいお母さん達は多い。医療ケアとかしていたら、外に出る機会がなくて、人とつながる機会がなくて、もちろんお金の面で働かないといけない部分もあるが、やはり働くって社会のつながりや人とのつながりだと思う。重度の障がいの保護者も、預けていない保護者も、働けるような支援をお願いしたい。 （事務局） 回答：医療的ケア児の方に限らず、やはり重度の障がいを持つ方の家族も、同じような形でサービスを組み合わせながら生活されている部分があると思う。充実した福祉サービスは必要だと思うので、整合性を含めて研究させていただければ非常にありがたい。時間がかかることだと思うが、支援をしていきたいと考えている。 （委員） 意見：主に障がい関係の施設を運営しており、施設側の意見として、色々したいことはあるが、人材が少なくなっている厳しさ、また労基関係で時間の制約も厳しい。理想と現実のギャップがあり、厳しさがある。現場でも飯塚市でも子ども関係のところでも、何とかしたいということをいつも考えている。いい方向にいくのではないかと思っているが、配置的にも、

	経営面でも厳しいものがある。現場も行政も一体となって、そこのところは考えているので、大丈夫ではないかと思っている、もうしばらくとは思う。 質問したいが、職員が１人早く出勤するなど、施設側の受入れ体制が整っていれば、施設にお母さんが送ってくることはできますか。送ったあと、そのままお母さんは出勤する。このやり方だと、しやすい事業所もでてくるのではないかと感じている。 （委員） 回答：それが理想だと思う。我が子は呼吸器を付けているのと、けいれん発作もあるので、1 人で送迎することは難しい。でも、送迎できる方もいると思う。医療ケアがあっても、呼吸器がなかったり、機械が少ない方は送迎もできる。 （委員） 意見：また医療的ケアのお母さん方と話した時に、災害の時はどうなんでしょうかと言われる。うちの施設は電源を確保したり、高齢の方の酸素的なものはあるが、専用のものはなかなか厳しい。ただ、災害のときには、家庭用にあるものを持っていけるよう考えていますというお母さんがいらっしゃった。それならば、まだ受入れしてもらえるところがあるかもしれない。まずは施設に電話してもらって、施設見学に行っていただいたらと思う。施設を見てもらって、こうすれば大丈夫かもしれないなど直接話ができる。施設側の私たちも実際見てもらったほうが、受入れしやすいし、災害時にはここまでしかできないですが、いいですか。など話し合いもできるので、安心もある。 （委員） 質問：基幹相談支援センターについて、現在相談支援の体制というか、医療機関の側からみると、患者さんや家族から言われるのは、どこに相談すべきか分からないっていうことが多い。この基幹相談支援センターというのは、ワンストップで相談ができるのか。 （事務局） 回答：関係機関につなげるというところも業務の範囲としてやっているので、基本的にはワンストップというか、相談先に心あたりがない方には、こちらに相談していただけるという体制をとっている。 （委員） 意見：医療機関側で相談支援事業所自体を知らないドクターはたくさんいて、介護保険制度でいうと、包括支援センターは大体の医者は知っている

	が、相談支援事業所の存在や障がいについてどこに相談したらいいのか、知らない医者もたくさんいる。そこは問題だと思う。私もワンストップで相談できるところを医療関係者へ周知していきたい。 （事務局） 回答：今ご意見いただいた中で、やはり情報の共有や連携ができていないということを実感した。周知する場を与えていただければ、私どもが説明に行くなり、紹介の場に同席するなりさせていただきたいと思う。周知をする方法が足りなかったと感じ、早急に対応したいと考えている。 （委員） 意見：私は障がい者の電話相談事業をしておりまして、1 回 1 時間、5 時間とか電話してくる方もいる。なぜ電話をしてこられるかというと、先ほど言われたとおり、どこに相談していいのか分からないから。基幹相談支援センターそのものを知らない人が多い。だから折角そういうシステムがあるのに知られていないことが、私は 1 番残念だと思っている。今からは、行政は相談に来る人を待つのではなく、どんどん情報を出していくという方向で考えていただきたい。 （委員） 意見：前回も質問させてもらったが、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築について。うちは精神科の病院ですが、入院している患者さんがなぜ入院期間が長くなるかということを、行政側も把握してもらわないと、いい政策ができないと思っている。入院している 50、60 歳の患者さんが、ご両親が亡くなった際、どこでみるかという問題に、精神科のグループホームでみるということになるが、その方が 65、70 歳になって介護が必要になり、要支援という判定になった瞬間、精神科のグループホームが使えなくなる。使えなくなり、一般の高齢者施設を使うとなっても、そこのスタッフでは精神科の患者さんを看ることは、なかなかできない。そうなると結局入院せざるをえなくて、また長期入院となる。障がいと介護の狭間をどこがみるのか。厚生労働省の通達では、市町村が、優先的なサービスはどちらか判断して利用すべきと言っているが、飯塚市はいまだに介護保険を優先している。そのために、長期入院になっているケースが結構たまっている。このことを、今回の政策のときにしっかりと市として判断して、必要な人には障がいサービスが使えるようにしないと、おそらく計画の目標は達成できないと思っている。 （事務局） 回答：ご意見について、早急に確認をして検討したい。

	～閉会～
会議資料	1. 会議次第 2. 【資料 1】策定スケジュール 【資料 2】障がい福祉計画の構成 【資料 3】計画の素案
公開・非公開の別	1　公開　　2　一部公開　　3　非公開 （傍聴者 2 人）
その他	